指標

学校医を取り巻く状況と最近の話題

常任理事／地域保健部副部長
荒木（あらき）　啓伸（ひろのぶ）

指標のポイント

日本医師会では学校保健委員会において、学校医の活動内容を知り、また、学校医のやりがいを再確認していただく目的で「学校医のすすめ」を発行した。学校健診における児童生徒のプライバシーの保護等への懸念の高まりを受けて、文部科学省は昨年「児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」と題した通知を発出したが、これまでの健診の内容や方法を変更したものではない。これまで通り、健診の方法等について学校医は学校と十分に協議し、保護者等の理解を得て進めていただきたい。現在文部科学省では、学校現場における持続可能な保健管理の在り方に関する検討会を設置し、議論を進めている。学校健診に関しても、今日の健康課題に対応し、学校医の負担が軽減しかつ安心して職務に当たることができるような見直しがなされることが期待される。

はじめに

近年、学校保健活動を推進するにあたり、学校医の担い手不足が全国的に問題となっている。そのような中、小職が委員を務めている日本医師会学校保健委員会では、学校医の活動内容を知り、また、学校医のやりがいを再確認していただきたいと考え、「学校医のすすめ」を企画し、令和６年５月に発行した。本稿では、「学校医のすすめ」の内容の一端を紹介するとともに、学校保健をめぐる最近の話題について紹介する。

１）学校医とは

①学校医の地位と職務

学校保健安全法により、幼稚園から大学に至るまで、学校には必ず学校医を置かなければならないと定められている。通常学校医は、学校の非常勤職員と位置づけられ、大多数の学校医は特別職非常勤職員としての地位を有するものと考えられる。また、学校内の立ち位置としては、学校医は「学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する」職員として規定されており、その職務は多岐にわたる。

学校医は、日頃から養護教諭等の学校職員と連携して実際の課題について一体的な対応を行うことが重要である。また、同法第10条では、「救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在知る地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るように努める」という校外連携を規定している。学校医には、必要に応じて学校と地域の医療機関との架け橋になる体制をとることが望まれている。

学校医の職務の具体的な内容は同法施行規則第22条に「学校医の職務執行の準則」としてまとめられている（**表１**）。学校医になったばかりの先生は、多岐にわたる業務内容のどこから手をつけていいのか困惑するかもしれない。また、長年学校医を務めていただいている先生においても、様々な理由から健康診断以外の業務はほとんど手つかずの先生も多くおられることと思う。

最初の項目として挙げられている「学校保健計画

表１　学校医の職務執行の準則（学校保健安全法施行規則第22条）

出典：日本医師会編「学校医のすすめ」p15

一　学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること．
二　学校の環境衛生の維持及び改善に関し，学校薬剤師と協力して，必要な指導及び助言を行うこと．
三　法第八条の健康相談に従事すること．
四　法第九条の保健指導に従事すること．
五　法第十三条の健康診断に従事すること．
六　法第十四条の疾病の予防処置に従事すること．
七　法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い，並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること．
八　校長の求めにより，救急処置に従事すること．
九　市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより，法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること．
十　前各号に掲げるもののほか，必要に応じ，学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること．

及び学校安全計画の立案」では、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、健康診断を含め環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について学校保健計画を策定して、その計画に沿って実施することとなっている。多くの学校では学校保健委員会が組織されていて、年に１回以上開催されることとなっている。学校医は、学校保健委員会への参画等を通じて、計画立案に際し、医学的な観点から助言等を行うことが期待されている。

②学校保健委員会

学校保健委員会の設置の根拠としては、「(学校保健安全）法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば学校保健委員会の開催及びその活動の計画なども含むものであって」と昭和33年６月16日付文部省体育局長通達に最初の記載がなされ、平成20年１月の中央教育審議会答申においても「学校保健委員会の設置の推進や質の向上を図っていく必要がある」と記載されている。

日本学校保健会では、学校保健委員会マニュアルの中で、学校保健委員会は毎学期１回以上開催することが望ましいとしている。平成26年に日本学校保健会が行った調査では、小学校の91.6%、中学校の88.8%、高等学校の91.5%が学校保健委員会を設置し、半数以上の学校が少なくとも年に１～２回開催していた。一方、小学校の6.4%、中学校の10.4%、高等学校の11.3%では１回も開催されていなかったことがわかった。また、感染症の発生時など、学校保健的な対応が必要になった際のみに開催している学校もあると聞く。学校保健委員会は児童生徒が健康な生活を送るために重要な委員会であると考えられることから、定期的に開催されることはもとより、学校医は専門的な立場から提言・助言することが重要である。以下に、学校保健委員会運営のポイントを示す。

学校保健委員会は、教職員、保護者、児童生徒、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域の関係機関の代表者で構成される。家庭や地域社会と学校が連携し、学校における健康課題解決のための情報共有と意見交換を行い、学校として、地域としての児童生徒の健康課題を検討することが望ましい。学校保健委員会では、①定期健康診断の結果に関する事項、②健康課題の啓発や保護者・教職員の子どもに向き合う態度の変容を促す事項が主な検討課題となる。特に後者では、近年ICT機器の使用と健康、心の健康の問題等が重要な検討課題となっている。

学校保健委員会開催の準備・運営は養護教諭を中心に行われるが、学校医としては健康診断で学校を訪れた時などに、学校管理職や養護教諭と児童生徒の健康課題について情報共有や意見交換を行い、検討テーマについて助言すると良いだろう。そして、それぞれの構成員がそれぞれの立場を明確にして、主体的に参加することにより、学校保健委員会の実効性が向上するものと考えられる。

③教職員の健康管理と産業医・学校医

近年、教職員の健康管理の重要性が指摘されているが、教職員の健康管理の仕組みには学校保健安全法のみならず労働安全衛生法が関係している。

学校保健安全法では、第15条に学校の設置者は毎学年定期に、学校の教職員の健康診断を行わなければならないことが規定されており、同法施行規則第22条に、学校医が行う職務の一つとして、学校の設置者の求めにより教職員の健康診断に従事することが規定されている。なお、同法では学校医の産業医資格の有無や、教職員数による対応の違いについては規程はない。

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を有する事業場は産業医を設置することが義務づけられており、学校は同法上の事業場にあたるため、教職員数が50人以上の学校は産業医の配置の義務があり、産業医が教職員の健康管理を行わなければいけない。一方、教職員が49人以下の学校では、その義務はない（**表２**）。

表２　教職員の健康管理について

出典：日本医師会編「学校医のすすめ」p35

	教職員数 50 名以上	教職員数 49 名以下
適用される法令	労働安全衛生法	学校保健安全法
産業医の配置	配置義務あり	配置義務なし
学校医が教職員の健康管理を行う場合の要件	産業医資格が必要	特になし

教職員が50人以上の学校の場合、学校医と産業医を同じ医師に委嘱している自治体も多い。また、教職員数が49人以下の学校において学校医が教職員の健康管理に従事することもある。しかし、本来学校医と産業医の業務はまったく異なり、学校医が教職員の健康管理も担うことは学校医にとって大きな負担となる。日本医師会は、文部科学省に対し、教職員の健康管理に関することはすべて産業医が行うことを申し入れてきた。

これを受けて、文部科学省では「教育委員会等の学校の設置者は、産業医の選任義務のない教職員49人以下の学校においても、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師や保健師に教職員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。」との方針を示した。健康な教職員なくして健康な児童生徒を育むことは困難である。学校医としては、法律や文部科学省の方針を踏まえ、可能な範囲で教職員の健康管理に従事するとともに、必要に応じて産業医による対応を求めることも重要である。

2）学校健康診断

①目的と種類

学校健康診断の法的根拠は**表３**に示す。現在の学校で行う定期健康診断の目的は①学校生活を送るにあたり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし健康状態を把握する。②学校における健康課題を明らかにして、健康教育に役立てる、の２点に整理される。学校保健安全法に定められた健康診断には、毎年行われる定期健康診断と、学校において必要があるときに行う臨時健康診断があり、定期健康診断は同法施行規則第５条で毎学年６月30日までに行うとされている。

現在の学校定期健康診断の必須科目は以下の通りである[1)]。

① 身長及び体重
② 栄養状態
③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無ならびに四肢の状態
④ 視力及び聴力
⑤ 眼の疾病及び異常の有無
⑥ 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
⑧ 結核の有無
⑨ 心臓の疾病及び異常の有無
⑩ 尿
⑪ その他の疾病及び異常の有無

平成15年度より色覚検査が外れ、希望者に行われている。座高が平成28年度より必須項目から外され、代わりに成長曲線の活用が勧められるようになった。胸郭・脊柱については、平成26年の改正で「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」に「四肢の状態」が追加され、運動器検診と呼ばれるようになった。

②内科健診

学校医の最も大切な役割の一つに学校健康診断、とくに内科健診があげられる。一方、限られた時間の中で多くの児童生徒を見ることから学校医の負担は大きく、さらに近年では児童生徒のプライバシーへの配慮や脱衣に関しての関心も高まっていることから、より多くの配慮が必要となってきている。

平成26年４月の文部科学省通知[2)]で「より効果的に健康診断を行うため、保健調査の実施時期を（中略）全学年とする」と改訂され、個人の健康情報が毎年更新されるようになった。できるだけ多くの情報のもとで健診ができるように、保健調査票、成長曲線、学校生活管理指導表（心臓・腎臓・アレルギー）等の資料をそろえておくと効率的に健診ができる。また、児童生徒及びその保護者には、事前に健診の意義と目的、その必要性、健診の際の服装や姿勢についてあらかじめ養護教諭等と協議し、ほけん便り等を通じて十分な理解を得ることが重要である。なお、脱衣及び生徒のプライバシーへの配慮に関する最近の論点については後に触れる。

③運動器検診

平成26年に学校保健安全法の一部が改正され、「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」に「四肢の状態」が追加され、いわゆる「運動器検診」として平成28年４月から実施されている。

脊柱側弯症検診では、直立姿勢で肩の高さ、肩甲骨の位置、ウエストラインの左右対称性を観察し、その後両腕を前に垂らした状態で膝を伸ばしたまま前屈させ、肋骨の隆起を観察する（**図１**）。これは、上半身の脱衣を前提として行うが、脱衣をめぐっては近年様々な意見がある。また、脊柱側弯症に関しては、検査機器の導入も検討され、すでに実施されている都道府県もある。これらの点については後で述べる。

脊柱側弯検診については、学校医の多くが内科医、小児科医であり、健診時の脱衣の問題、見逃しがないかが精神的な負担となっている。しかし、特発性側弯症は学童期から思春期に好発し、健やかな学校生活を送るために早期発見が非常に重要である。令和３年に閣議決定された成育基本法の基本方針にお

表３　学校健康診断の法的位置づけ

出典：日本医師会編「学校医のすすめ」p39

学校教育法	第12条　学校においては，別に法律で定めるところにより，幼児，児童，生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため，健康診断を行い，その他その保健に必要な措置を講じなければならない.
学校保健安全法	（目的） 第１条　この法律は，学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため，学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに，学校における教育活動が安全な環境において実施され，児童生徒等の安全の確保が図られるよう，学校における安全管理に関し必要な事項を定め，もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする.
	（児童生徒等の健康診断） 第13条　学校においては，毎学年定期に，児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く.）の健康診断を行わなければならない. ２　学校においては，必要があるときは，臨時に，児童生徒等の健康診断を行うものとする. 第14条　学校においては，前条の健康診断の結果に基づき，疾病の予防処置を行い，又は治療を指示し，並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない.

いて、「学童期における側わん症などの疾病を学校における健康診断で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」との記載が盛り込まれた。今後は、機器を用いた検診を含め、学校医及び保護者を含めた児童生徒の双方が安心、納得できる健診環境の整備が望まれる。

そのほか、腰部の前後屈痛の有無、片脚立ちができない、しゃがみ込みができない、上肢に痛みや動きの悪いところがある点に注意して検診を行う必要がある。

図１　脊柱側弯症　4つのチェックポイント（前屈テスト）

出典：日本医師会編「学校医のすすめ」p48

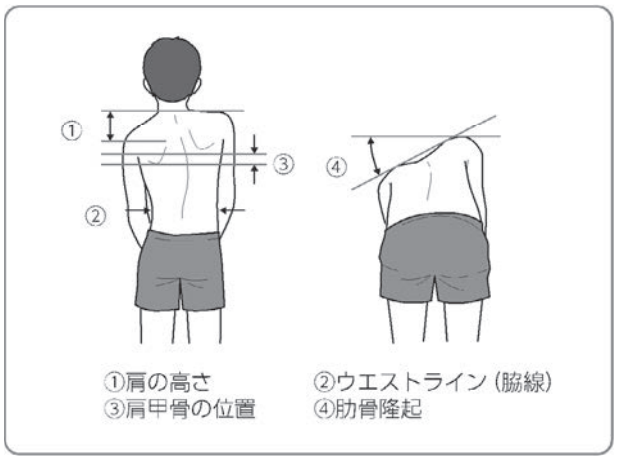

３）学校健康診断に関する最近の話題

①脱衣と学校健康診断

学校健康診断の目的と項目は前述したとおりだが、学校医は健診項目に関して正確な判定を行う責務があり、そのために必要な環境を学校現場に求めることが必要である。特に、脊柱及び胸郭の疾病及び異常、皮膚の疾患の有無、心臓の疾病及び異常の有無は、着衣による診断が困難であると考えられる。

学校医は、法令で定められた職務を果たすべく真摯に職務に当たっているが、しばしば学校健診の場面で脱衣の問題と向き合うことになり、日本医師会の学校保健委員会においても再三にわたって議論になっている。健診を受ける場所の環境整備や健診に対する理解の促進は学校側が図るものと考えられるが、特に女子の下着の着用に関しては、着衣でどこまで正確な診断ができるかを学校医と学校で十分に協議しながら進めていくことが必要である。

そのような中、令和６年１月22日に、文部科学省から「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」と題した通知[3)]が発出された。この通知は、文部科学省のあらたな見解を示すものではなく、近年の「健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念」が示されていることから、これまでの考え方を整理して発出されたものである。しかし、この通知を受けて、一部において「検査・診察の際の服装は原則着衣で行う」と解釈した報道がなされ、学校医や現場の混乱や懸念を招いた。

この報道は明らかに誤解を含んでおり、具体的な診断の方法は学校医と学校の協議で対応することに変わりはない。この通知を参考にして、児童生徒や保護者の心配をなくして、円滑な学校健診が行えるようにご協力をお願いしたい。

②健康診断において留意すべき事項の文部科学省事務連絡

さらに、令和６年９月18日に、文部科学省から事務連絡として「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について[4)]」が発出された。この事務連絡は、文部科学省が「健康診断について学校と学校医との間で共通理解が十分でなかったことや児童生徒等及び保護者への事前の説明が不足していたこと等から、児童生徒等のプライバシーや心情への配慮に欠けた健康診断が行われるなど、これまでに発出した健康診断に係る通知や事務連絡等の趣旨が徹底されていない」との認識から、これまで散在していた過去の通知や事務連絡をまとめたものであり、新規の内容の連絡ではない。

本事務連絡では、１．健康診断の実施時期及び学校医等の確保について、２．検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について、３．児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について、４．健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について、５．健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について、６．健康診断と学校保健計画についての要点が述べられ、関連した通知や事務連絡のウェブ上での掲載場所を示している。

また、この事務連絡と同時に、日本医師会と文部科学省では、「学校健康診断実施上の留意点」として要点をまとめたリーフレット（**図２**）を作成し、学校医、学校、教育委員会が留意すべき点を改めて示しているので参考にしていただきたい。

③眼科及び耳鼻咽喉科の学校健康診断

学校健診の必須項目の中に、眼の疾病の異常の有無、耳鼻咽頭疾患の有無が含まれていることから、眼科及び耳鼻咽喉科の健診を行うことが法的に求められている。しかし、特に地方では学校医のなり手不足が深刻であり、北海道では眼科医による眼科検診が行われている自治体は54.2％、耳鼻咽喉科医による耳鼻科健診が行われている自治体は55.9％であることが令和７年度学校保健講習会（日本医師会主催）で報告された。同講習会では、沖縄県での耳鼻咽喉科学校健診の実施率が37％であることも報告された。

眼科及び耳鼻咽喉科の学校健診がどのような形で行われるのが望ましいかについては、日本医師会の学校保健委員会で議論を行っているところであるが、一つの方法として「重点的健康診断」が挙げられる。これは、健診を実施する学年や、問診票などから対象者を絞り込んだ上で健診を行うことである。重点的健康診断を行うに当たっては、精検や診察が必要な児童生徒をもれなくスクリーニングし、確実に見つけ出す方法を工夫する必要がある。重点的健康診断はすでに実施されている地域もある。全員に専門医による健診を実施することが理想であることは言うまでもないが、現状に即した効果的な健診ができるよう、今後とも教育委員会や学校側とも協議していく必要があるだろう。

④機器を用いた脊柱の検査について

脊柱の検査をめぐっては、脱衣により直接背部を観察しなければ診断が困難であり、さらに健診を行う学校医が内科医や小児科医が主体であるため、見逃し等の懸念から精神的な負担も大きい。学校医の負担軽減策の一つとして検討されてきたのが、機器を用いた脊柱の検査である。文部科学省は、「脊柱の検査等に関する理解促進事業」として令和６年度補正予算で0.5億円を計上し、全国８箇所で検査機器を用いた脊柱の検査等に関する体験会を実施した。現在医療機器として認可されている機器は２種類あり、もう１機種が準備中である。小職は札幌で開催された体験会に参加したので、それぞれの機器について感想を含めて簡単に紹介する。

SCOLIOMAP®（**図３**）は、伊藤メデックス株式会社（仙台市）が販売するClassⅡ管理医療機器で、前屈した状態でコブ角を自動測定する。現在は脱衣の状態での測定で承認を受けているが、着衣での測定も可能となっており、承認を申請中とのことである。折りたたむと比較的軽量でコンパクトであり、１人で十分持ち運びができ、小型の乗用車でも運搬が可能である。

スコリオデバイス（**図４**）は、旭川医科大学と共同開発した電制コムテック株式会社（江別市）が販売する一般用医療機器で、着衣のまま背部を転がすことで左右の傾斜角を測定し、左右の測定値の合計がコブ角に相関するとしている。機器が小型で軽量であるため、持ち運びや保管に優れている。

そのほか、新規参入企業の株式会社SMILE CURVEが、2025年秋の製品化、供給開始を目標に１機種を準備中である。この機器は、以前発売されていた３D back scannerの後継機種とされ、機器のメンテナンス等が引き継がれる予定とのことである。

機器による脊柱の検査は、今後学校医の負担軽減のために期待されているが、方法論や使用が標準化

図２　学校健康診断実施上の留意点

https://www.mext.go.jp/content/20240917-mxt_kenshoku-100000617_01.pdf

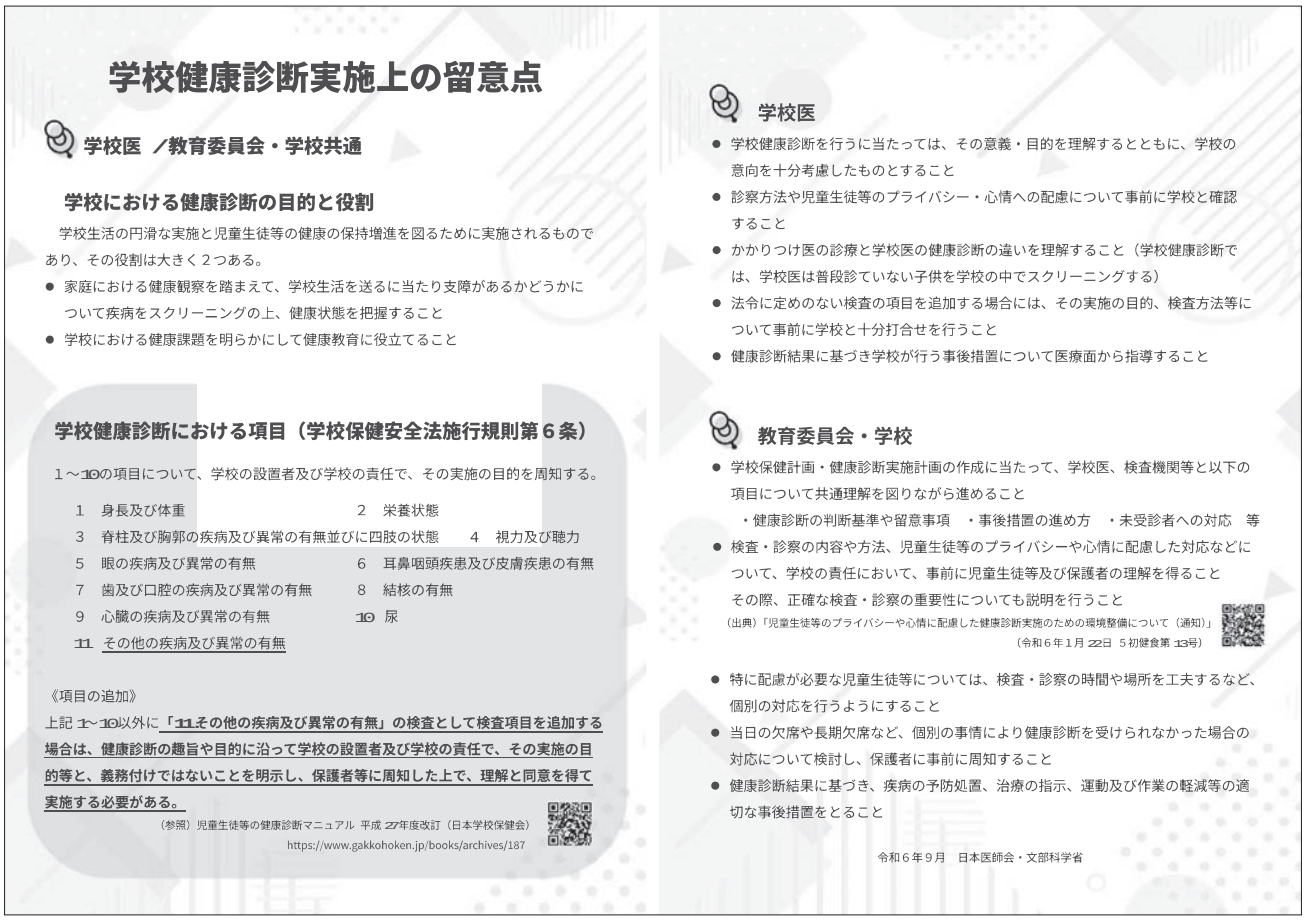

学校健康診断実施上の留意点

学校医 ／教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく２つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第６条）

１～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

1　身長及び体重	2　栄養状態
3　脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	4　視力及び聴力
5　眼の疾病及び異常の有無	6　耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
7　歯及び口腔の疾病及び異常の有無	8　結核の有無
9　心臓の疾病及び異常の有無	10　尿
11　その他の疾病及び異常の有無	

《項目の追加》

上記 1～10以外に**「11その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。**

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27年度改訂（日本学校保健会）

https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187

学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること

教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
  ・健康診断の判断基準や留意事項　・事後措置の進め方　・未受診者への対応　等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
  その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和６年１月 22日 ５初健食第 13号）

- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

令和６年９月　日本医師会・文部科学省

されていない部分も多く、また、検査それ自体や読影に係る負担の問題など、解決すべき課題も残されている。

図３　SCOLIOMAP®
（伊藤メデックス株式会社のパンフレットから一部抜粋）

図４　スコリオデバイス
（電制コムテック株式会社の製品ホームページから引用）

⑤学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会

文部科学省では、学校における健康診断や、日常の健康観察など、保健管理の在り方を見直す観点から、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」を立ち上げ、第１回会合を令和７年５月19日に開催した。近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒が抱える健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められている。このため、健康診断の実施や学校医の確保等の学校における児童生徒等の保健管理について、現状を把握し、今後の学校における持続可能な保健管理の在り方等について検討する必要があることから、専門的見地からの意見を聴取すること等を目的とし、この検討会が設置された。

これまで述べてきたように、児童生徒の健康課題の変化及びプライバシーへの配慮、養護教諭及び学校医の負担軽減の観点から、学校健診の内容や実施方法、６月30日までに行うとされている定期健康診断の実施時期についても、一度検討を行う時期が来ていると考えられる。この検討会には、日本医師会学校保健委員会の担当役員や委員も参画しており、令和10年３月31日までの設置期間までの間に議論、検討が行われることとなっている。

この検討会の結果を受けて、文部科学省は健診内容の見直しに着手することになるが、学校や地域において児童生徒等の健康の保持増進が図られるとともに、学校医にとってもやりがいを持ち、なおかつ安心して業務に当たれることができるような健診体制の再構築を期待したい。

本稿では、学校医を取り巻く状況について、「学校医のすすめ」の内容を中心に私見を交えて述べた。また、学校医として留意していただきたい最近の動向についても触れさせていただいた。学校医活動を行う上で、参考にしていただければ幸いである。また、日本医師会発行の「学校医のすすめ」は、日本医師会ホームページのメンバーズルームからダウンロードが可能となっているので、是非ご一読いただけければ幸いである。

文献

１）児童生徒の健康診断マニュアル改訂委員会：健康診断の目的と位置づけ、児童生徒等の健康診断マニュアル、平成27年度改訂、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修、日本学校保健会、東京、８，2015

２）文部科学省スポーツ・青少年局長：学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）、26文科ス第96号、2014年４月30日

３）文部科学省：児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）、５初健食第13号、2024年１月22日

４）文部科学省：学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について、2024年９月18日